

別の診察室で、同一の医師が他の疾患等の患者の診療を行っていたことがあったのに、誤って、他の疾患等の受診患者数に2分の1を乗じた人数を実際の発熱患者数に加えていなかった。

したがって、上記の①及び②を踏まえるなどすると、想定受診患者数は1,480人、実際の発熱患者数は550.5人となり、適正な確保補助金の事業費は12,498,987円となることから、実績報告書の事業費167,649,512円はこれと比べて155,150,525円過大に算出されていた。そして、これを基にするなどして、適正な確保補助金の交付額を算定すると12,498,000円となり、確保補助金の交付額25,520,000円との差額13,022,000円が過大に交付されていた。

また、この結果、適正な確保補助金の事業費は確保補助金の交付決定額を上回らなくなることから、支援補助金の交付額142,129,000円は、交付の必要がなかった。

以上を事業主体別に示すと、次のとおりである。

	部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫補助金交付額 千円	不当と認める国庫 補助金交付額 千円	摘要
(69)	厚生労働 本省	医療法人清風会 (清和病院)	2、3	31,855	6,071	(ウ)
(70)	同	独立行政法人国 立病院機構茨城 東病院	3	20,264	9,440	(ウ)
(71)	同	(注2) 中野訪問クリ ニック	2	616,033	566,985	(ア)
(72)	同	独立行政法人国 立病院機構箱根 病院	3	6,360	5,829	(ウ)
(73)	同	神奈川県厚生農 業協同組合連合 会(伊勢原協同 病院)	3	60,273	1,630	(ウ)
(74)	同	医療法人社団矢 ヶ崎外科医院	2、3	29,058	24,063	(ウ)
(75)	同	(注3) 水野クリニック	3	167,649	155,151	(イ)、(ウ)
(69)～(75)の計				931,492	769,169	
(注2) 令和3年9月1日以降は医療法人社団アダット中野訪問クリニック						
(注3) 令和4年7月15日以降は医療法人水野クリニック						
(注4) 国庫補助金交付額欄及び不当と認める国庫補助金交付額欄は、中野訪問クリニックについては確保補助金の額を、その他6事業主体については確保補助金と支援補助金の合計額を、それぞれ記載している。						
(注5) 摘要欄の(ア)、(イ)及び(ウ)は、前記の事態に対応している。						

(2) 新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金が過大に交付されていたもの 3件 不当と認める国庫補助金 27,228,000円

新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金(以下「補助金」という。)は、[令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金の交付について](令和2年厚生労働省発健1225第1号厚生労働事務次官通知)(以下「交付要綱」という。)等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者(以下「コロナ患者」という。)及び新型コロナウイルス感染症疑い患者(以下「疑い患者」といい、コロナ患者と合わせて「コロナ患者等」という。)の受入病床が逼迫した場合に、コロナ患者等の受入病床と医療従事者を確保するために、コロナ患者等の対応を行う医療従事者を支援して受入体制を強化することにより、感染症対策の強化を図ることを目的として、国が医療機関に対して補助するものである。

交付要綱によれば、補助金の対象経費は、都道府県から受入病床を割り当てられた医療機関に係るコロナ患者等の対応を行う医療従事者の人件費等とされている。

また、交付要綱等によれば、令和2年度分及び3年度分のうち3年9月30日までに確保した受入病床に係る分の補助金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

①の基準額は、確保した受入病床の種別ごとに、それぞれ次に定める額を合計するなどして算出することとされている。

(ア) コロナ患者の重症者病床 1床当たり 15,000,000 円

(イ) コロナ患者のその他病床 1床当たり 4,500,000 円

(ウ) 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関^(注)の疑い患者病床 1床当たり 4,500,000 円

このうち、(ア)及び(イ)について、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県において2年12月25日以降に新たに割り当てられた受入病床については、1床当たり 4,500,000 円を加算することなどとなっている。

本院が、厚生労働本省及び92事業主体において会計実地検査を行ったところ、2事業主体において、基準額の算出基礎となる受入病床数の計上を誤り、基準額を過大に算出していた。また、1事業主体において、2年12月24日以前に割り当てられたものであって基準額に加算の対象とならない受入病床を誤って加算の対象としており、基準額を過大に算出していた。これらのため、補助金計27,228,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において補助金の交付額の算定に当たり確認が十分でなかったこと、1事業主体において制度の理解が十分でなかったこと、厚生労働本省において実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関 疑い患者専用の個室を設定して疑い患者を受け入れ、必要な医療を提供する医療機関

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

社会福祉法人同愛記念病院財団同愛記念病院(以下「病院」という。)は、令和2年度に、国から補助金111,228,000円の交付を受けていた。病院は、補助金の交付額の算定に当たり、基準額の算出基礎となる受入病床数を次のとおりとしていた。

ア 2年12月24日以前に割り当てられた新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関の疑い患者病床(1床当たりの基準額 4,500,000 円) 5床

イ 2年12月25日以降に新たに割り当てられたコロナ患者のその他病床(1床当たりの基準額 9,000,000 円、うち加算額 4,500,000 円) 11床

しかし、アに計上された5床は、イに計上された11床のうち5床と同一の病床であって重複しており、病院は、基準額を過大に算出していた。

したがって、適正な受入病床数を基に補助金の交付額を算定すると99,000,000円となることから、前記補助金の交付額111,228,000円との差額12,228,000円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫補助金交付額 千円	不当と認める国 庫補助金交付額 千円	摘 要
(76) 厚生労働 本省	社会福祉法人同愛 記念病院財団 (同愛記念病院)	2	111,228	12,228	受入病床数の計上を 誤り基準額を過大に 算出していたもの
(77) 同	独立行政法人地域 医療機能推進機構 横浜中央病院	3	18,000	9,000	同
(78) 同	豊橋市民病院	3	86,500	6,000	加算の対象とならな い受入病床を誤って 加算の対象としてい て基準額を過大に算 出していたもの
(76)～(78)の計			215,728	27,228	

(3) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの 9 件 不当と認める国庫補助金 1,097,889,000 円

ア 交付金等の概要

(ア) 交付金の概要

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業に係る分)は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」(令和2年厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者(以下「コロナ患者」という。)等の入院病床の確保等について支援を行うことにより、公衆衛生の向上を図ることなどを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

このうち、新型コロナウイルス感染症対策事業(以下「感染症対策事業」という。)は、①コロナ患者等の病床確保、②宿泊療養及び自宅療養の対応、③病床確保等に必要な対策を行うものとされている。このうち、③病床確保等に必要な対策は、医療機関における病床確保等において必要となる消毒等を行うものとされている。

また、新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業(以下「重点医療機関体制整備事業」という。)は、新型コロナウイルス感染症重点医療機関(以下「重点医療機関」という。)に対して、コロナ患者専用の病床が空床となった場合や、専用病棟化のために休床とした病床がある場合に、空床確保に要する費用を支援するものであり、都道府県及び重点医療機関が実施することとされている(以下、感染症対策事業のうち①コロナ患者等の病床確保及び重点医療機関体制整備事業を合わせて「病床確保事業」という。)

病床確保事業の対象となる病床は、補助対象期間において即応病床^(注1)として確保された病床(以下「確保病床」という。)のうち空床となっている病床、及び休止病床^(注2)となっている(図参照)。

(注1) 即応病床 コロナ患者等を受け入れる医療機関において、コロナ患者の発生、又はこれを受けた都道府県からの受入要請があれば、即時にコロナ患者の受入れを行うことについて都道府県との間で調整している病床

(注2) 休止病床 コロナ患者等を受け入れる医療機関において、看護職員等をコロナ患者等が収容される病棟に配置換えするために当該看護職員等が従来配置されていた病棟を閉鎖することや、感染予防の見地から多床室に収容するコロナ患者等を1名のみとして多床室の残りの病床を空床とすることなどのために、休床とする既存の病床